



なお、平成30年度は、外国派遣研修をはじめ、管理能力研修、指導能力研修、新規採用職員研修など39種類の研修に延べ325人の職員が参加しています。

■職員の福利厚生および利益保護の状況

表⑰職員の福利厚生と利益保護の状況

区分	実施主体	内容
職員の福利厚生	市町村職員共済組合	健康保険、共済年金などの給付、保健事業などを実施
	市町村職員福祉協会	医療給付、貸付事業、保養事業などを実施
公務災害	地方公務員災害補償基金	公務上の負傷または疾病に対して補償が受けられる

■公平委員会への審査請求の状況

地方公務員は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての審査請求を、公正・中立な第三者機関である公平委員会に行うことができます。

その状況については表⑱のとおりです。

表⑱公平委員会への審査請求の状況

区分	内容
勤務条件に関する措置の要求の状況	平成30年度該当なし
不利益処分に関する審査請求の状況	平成30年度該当なし
苦情処理の状況	平成30年度該当なし

●問い合わせ／職員係

町職員の給与や定員管理の状況等については、町のホームページでも公表しています。

▶ホームページのアドレス

<https://www.akkeshi-town.jp/gyosei/jinji/shokukyuyou/>

■職員の休業に関する状況

表⑲育児休業と部分休業の取得状況

区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	-	3人 0人	3人 0人
部分休業	-	-	-

- (注) 1 取得者数の上段は平成30年度に新たに取得した職員、下段は平成29年度以前から引き続き取得している職員の人数です。
2 育児休業および部分休業とは、職員が育児をするための休業制度であり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

■職員の分限および懲戒処分の状況

表⑳職員の分限と懲戒処分の状況

区分	内容	平成30年度の状況	
分限	分限処分とは、勤務成績が良くない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、長期の休養を要する場合など公務能力を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、退職、降給させることができるものです。	休職	4人
懲戒	懲戒処分とは、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	減給 戒告	1人 1人

■職員の服務の状況

地方公務員法により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされているほか、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密の保持などが規定されています。なお平成30年度において、服務義務違反で処罰された件数は7件です。

■職員の研修の状況

職員の研修は、人格と教養を高め、町民全体の奉仕者にふさわしい識見と実践力を育成して、町行政の民主的で能率的運営に貢献するよう計画を立て実施しています。